

医療法人 愛和会 金沢病院

指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション 事業運営規程

<令和6年6月1日現在>

(事業の目的)

第1条 医療法人愛和会 金沢病院が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業〔以下「事業」という。〕の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの従業者は、要介護・要支援状態にある者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語療法等の必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

- 2 利用者の要介護・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し計画的に行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った事業の実施に努めるものとする。
- 4 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 5 前項のほか、「神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準 並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月20日神戸市条例第28号)及び「神戸市指定介護予防サービス事業者の指定の基準、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月20日神戸市条例第29号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、事業所の理学療法士等によってのみ行うものし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを実施する事業者の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人愛和会 金沢病院
- (2) 所在地 神戸市灘区神ノ木通4丁目2-15

(従業者の職種、員数、勤務体制、及び職務内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)

従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 医師 5名以上(常勤兼務)

医師は、訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画の作成にあたり、利用者の診察を行う。

- (3) 理学療法士 1名以上(常勤)

- (4) 作業療法士 1名以上(常勤)

- (5) 言語聴覚士 1名以上(常勤)

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、神戸市 灘区の区域とする。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日、振替休日、12月30日から1月3日までは除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

(指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容)

第8条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画書を作成し、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、居宅を訪問し基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。訪問日と実施内容を診療録に記載する。

- 2 医療機関退院後に指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを利用する場合にあたっては、入院中にリハビリを受けていた医療機関から利用者に係るリハビリテーシ

オン実施計画書を受け取り内容を把握するとともに、指定訪問リハビリテーション計画及び指定介護予防訪問リハビリテーション計画を作成する。

(指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料等)

- 第9条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。
- 2 介護保険申請中でも場合により指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを行うことが出来る。ただし、介護度が非該当若しくは予測よりも低い認定となった場合、利用者サービス利用料金の全額若しくは一部を実費にてお支払いいただく場合がある。
 - 3 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。
 - ・ 事業所から片道概ね 15 km未満 100円
 - ・ 事業所から片道概ね 15 km以上 200円タクシー利用の場合は、その実費額とする。
 - 4 交通費の徴収の際には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第10条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講ずるものとする。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- 2 事業者は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合(病状急変を含む)は、医師に連絡をする等、マニュアルに沿って必要な処置を講ずると同時に当該利用者の家族又は緊急連絡先、居宅介護支援事業所等へ可能な限り速やかに連絡する。
 - 3 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
 - 4 事業所は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

- 第11条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに関

し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 院内感染防止対策委員会において、月一回、施設における食中毒又は感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討するものとする。
 - (2) 院内感染発生時は「院内感染対策指針」、食中毒発生時は「食中毒発生マニュアル」に準じる。
 - (3) 有事の際に、指針・マニュアル通りの対応を行うため、職員研修を定期的に開催する。

(非常災害対策)

第13条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション提供中に、地震や水害など避難準備等の情報が出た場合はサービス終了とし、すみやかな連携で利用者の安全を確保する。

- 2 自然災害による警報発令時はサービス休止とする。

(個人情報の管理)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供する上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。この取扱いは契約終了後も同様とする。
- 3 サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合にあつては、利用者もしくはその家族の同意を文書により得た上で用いる。
- 4 前3号同意書の有効期限については、契約期間と同じとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等の活用可能)を定期的開催すると共に、その結果について従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束の禁止)

- 第16条 事業所は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急にやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 2 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録する。なお身体拘束等を行う場合には、解除する事を目標に検討・努力する。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - (2) 継続研修 諸制度改定時や業務上必要な事例が生じた時に随時
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
 - 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人愛和会 金沢病院が定めるものとする。

(附則) この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

- ・平成 26 年 4 月 1 日 一部改定
- ・平成 27 年 4 月 1 日 一部改定

- 平成 30 年 4 月 1 日 一部改定
- 令和 3 年 4 月 1 日 一部改定
- 令和 3 年 9 月 1 日 一部改定
- 令和 5 年 6 月 1 日 一部改定
- 令和 6 年 6 月 1 日 一部改定

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

1. 事業者の概要

名 称	医療法人愛和会
代 表 者	理事長 金澤 秀次
所 在 地	神戸市灘区神ノ木通4丁目2-15
電 話 番 号	078-871-9001 (代)
F A X	078-871-2993
U R L	http://www.kanazawa-hospital.jp/
介護保険事業所番号	2810201406
第三者評価の実施状況	無し

(1) 事業所名称

名 称	医療法人愛和会 金沢病院
管 理 者	院長 金澤 成道
所 在 地	神戸市灘区神ノ木通4丁目2-15
電 話 番 号	078-871-9001 (代)
F A X	078-871-2993
開 設 年 月	平成19年4月1日

(2) 職員の職種、職務内容及び人員数

職種	職 務 内 容	人員数
管理者	従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名
専任医師	1 ご利用者様に医学的な管理指導等を行います。 2 それぞれのご利用者様について、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載します。	常 勤 5名 以上

理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	<ol style="list-style-type: none"> 1 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同してご利用者様の心身の状況、その置かれている環境及び意向を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画を作成するとともにご利用者様等への説明を行い、同意を得ます。 2 ご利用者様へ訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画を交付します。 3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画に従い、理学療法、作業療法、言語療法等の必要なリハビリテーションを行います。 4 サービスの実施状況の把握及び訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行います。 5 リハ会議等を通してケアマネジャーや他事業所と連携を図ります。 	常 勤 5 名 以上
リハビリ 助手	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤 1 名 以上

(3) 職員の勤務体制

職 種	勤務体制
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	平日 午前8時30分～午後5時30分 常勤で勤務

2. 事業の実施地域

事業の実施地域	神戸市 灘区
---------	--------

上記以外でもご希望の方はご相談ください

3. 営業時間等

営業日	営業時間
平日	午前8時30分～午後5時30分
営業しない日	土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日、 12月30日から1月3日

4. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

要介護・要支援状態にあるものに対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

セラピストは、ご利用者様の居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法等の必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図ります。

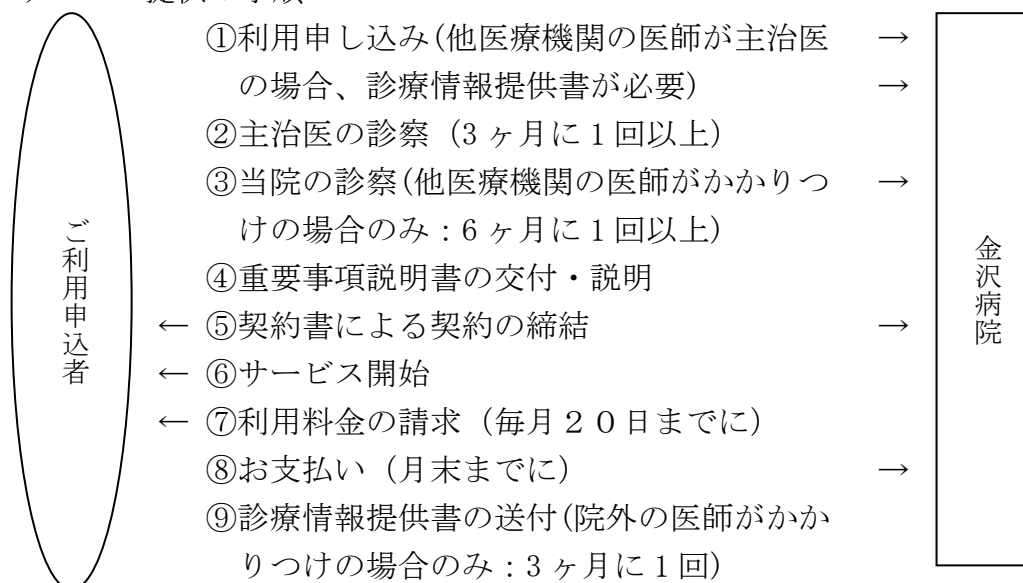
また、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5. サービス内容

セラピストがご自宅まで訪問致します。心身機能の維持・回復を目的に、ご利用者様に適した訓練プログラムや、ご家族様への必要な助言・指導等を理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が評価・作成・実施致します。

なお、サービス提供を行う事によりご利用者様や従業者に対し被害が及ぶ場合は、ご利用中止をお願いすることがあります(天候不良の警報の発令時、新興感染症の発生等)。

6. サービス提供の手順



7. サービス提供計画

医師等の従業者は、ご利用者様の病状・心身の状況・希望及び環境を踏まえ、当該サービスの目標・サービス内容等記載した指定訪問リハビリテーション計画及び指定介護予防訪問リハビリテーション計画を作成します。その内容をご利用者様・ご家族様に説明・同意の上交付いたします。医療機関退院後にサービスを利用される方は入院中にリハビリを受けていた医療機関からご利用者様に係るリハビリテーション実施計画書を入手し内容を把握するとともに、指定訪問リハビリテーション計画及び指定介護予防訪問リハビリテーション計画を作成します。

8. 料金

(1) 訪問リハビリテーション

(ア) 基本料

	単位	利用料金 (1日当たり)	利用者負担額 (1日当たり 1割負担)	利用者負担額 (1日当たり 2割負担)	利用者負担額 (1日当たり 3割負担)
基本報酬	308単位/20分	3,283円	329円	657円	985円

(イ) 加算

	単位	利用料金 (1日当たり)	利用者負担額 (1日当たり 1割負担)	利用者負担額 (1日当たり 2割負担)	利用者負担額 (1日当たり 3割負担)
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	2,132円	214円	427円	640円
サービス提供体制強化加算	6単位/20分	63円	7円	13円	19円
リハビリテーションマネジメント加算	イ	180単位/月	1,918円	192円	384円
	ロ	213単位/月	2,270円	227円	454円
	医師説明	270単位/月	2,878円	288円	576円
認知症短期集中リハビリテーション加算	240単位/日	2,558円	256円	512円	768円
口腔連携強化加算	50単位/月	533円	54円	107円	160円
退院時共同指導加算	600単位/回	6,396円	640円	1,280円	1,919円

(ウ) 1日当たりの利用者負担額(40分、短期集中加算なしの利用者の場合)

	1割負担	2割負担	3割負担
1日当たり	670円	1,339円	2,009円

(エ) 1日当たりの利用者負担額(40分、短期集中加算ありの利用者の場合)

	1割負担	2割負担	3割負担
1日当たり	883円	1,766円	2,648円

(オ) 1日当たりの利用者負担額(60分、短期集中加算なしの利用者の場合)

	1割負担	2割負担	3割負担
1日当たり	1,005円	2,009円	3,013円

(カ) 1日当たりの利用者負担額(60分、短期集中加算ありの利用者の場合)

	1割負担	2割負担	3割負担
1日当たり	1,218円	2,435円	3,652円

(ウ)～(カ)の料金には、基本報酬、サービス提供体制強化加算を含みます。その他の加算は含んでおりません。

(2) 介護予防訪問リハビリテーション

(ア) 基本料

	単位	利用料金 (1日当たり)	利用者負担額 (1日当たり 1割負担)	利用者負担額 (1日当たり 2割負担)	利用者負担額 (1日当たり 3割負担)
基本報酬	298単位/20分	3,176円	318円	636円	953円

(イ) 加算

	単位	利用料金 (1日当たり)	利用者負担額 (1日当たり 1割負担)	利用者負担額 (1日当たり 2割負担)	利用者負担額 (1日当たり 3割負担)
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	2,132円	214円	427円	640円
サービス提供体制強化加算	6単位/20分	63円	7円	13円	19円
口腔連携強化加算	50単位/月	533円	54円	107円	160円
退院時共同指導加算	600単位/回	6,396円	640円	1,280円	1,919円

(ウ) 減算

	単位	利用料金 (1日当たり)	利用者負担額 (1日当たり 1割負担)	利用者負担額 (1日当たり 2割負担)	利用者負担額 (1日当たり 3割負担)
長期間利用の介護予防リハビリテーションの適正化	30単位/回	319円	32円	64円	96円

(エ) 1日当たりの利用者負担額(40分、短期集中加算なしの利用者の場合)

	1割負担	2割負担	3割負担
1日当たり	649円	1,297円	1,945円

(オ) 1日当たりの利用者負担額(40分、短期集中加算ありの利用者の場合)

	1割負担	2割負担	3割負担
1日当たり	862円	1,723円	2,584円

(カ) 1日当たりの利用者負担額(60分、短期集中加算なしの利用者の場合)

	1割負担	2割負担	3割負担
1日当たり	973円	1,945円	2,917円

(キ) 1日当たりの利用者負担額(60分、短期集中加算ありの利用者の場合)

	1割負担	2割負担	3割負担
1日当たり	1,186円	2,371円	3,556円

(エ)～(キ)の料金には、基本報酬、サービス提供体制強化加算を含みます。その他の加算や減算は含んでおりません。

(3) 注意点

(ア) 介護保険適用時の1月当たりの利用者負担額は、介護保険負担割合証に記載されている割合(1割、2割又は3割)となります。

(イ) 介護保険申請中でもサービスを利用することができます。ただし、介護度が非該当若しくは予測よりも低い認定となった場合は、ご利用者様に利用料金の全額若しくは一部を実費にてお支払い頂くことがあります。

(4) 自費リハビリテーション

40分：9,000円 60分：12,500円(別途交通費：往復300円)

(5) その他の自己負担額

- ・サービス実施計画の複写（1枚当たり） 10円
- ・サービス提供地域以外の交通費（片道）
 - ・事業所から片道概ね15km未満 100円
 - ・事業所から片道概ね15km以上 200円
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日あたりのご利用料金全額を頂き、サービス提供証明書を発行致しますので、これを神戸市の窓口へ提出の上、差額の払い戻しを受けて下さい。

9. お支払い方法

(1) 毎月、20日までに前月分の請求を致しますので、月末までにお支払い下さい。お支払い頂きますと、領収書を発行致します。お支払い方法は病院窓口にてお願い致します。困難な場合はご相談ください。

(2) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日あたりのご利用料金全額を頂き、サービス提供証明書を発行致しますので、これを神戸市の窓口へ提出の上、差額の払い戻しを受けて下さい。

10. サービスの終了方法

(1) ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の1週間前迄に、文書でお申し出下さい。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前迄に、文書にて通知致します。

(3) 自動終了

以下の場合には、双方の通知が無くとも、自動的にサービスを終了致します。

(ア) ご利用者様が、介護保険施設に入所された場合

(イ) 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

(ウ) ご利用者様がお亡くなりになられた場合

(4) その他

(ア) 当法人が正当な理由無くサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様ご家族様等に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、または当事業所

が破産した場合、ご利用様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することが出来ます。

(イ) ご利用者様のサービス利用料金の支払いが請求した月末までに行なわれず、料金を支払うよう催告した日より2週間以内に支払われない場合、ご利用様が正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又はご利用様の入院もしくは病気等により1ヶ月以上に渡ってサービスが利用出来ない状態である事が明らかになった場合、ご利用様又はそのご家族様、事業者やサービス従業者又は他のご利用者様に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により即座に契約を終了させて頂く場合もございます。

1 1. サービスの予約取り消し

ご利用様の都合でサービスの予約を取り消す場合は、サービス相談窓口までご連絡下さい。ご連絡のない場合は、以下のキャンセル料が発生します。ただし、ご利用様の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は発生しません。

なお、無断の利用中止が度重なる場合は、契約の解除を申し出る場合があります。

キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合は、キャンセルの連絡を頂いた時間に応じて下記のキャンセル料を請求させていただきます。	
	利用日当日1時間前までにご連絡頂いた場合	キャンセル料は不要です。
	利用日当日1時間前までにご連絡のない場合	1日当たりの利用料の100%を請求いたします。

1 2. 担当者の変更

ご希望がある場合は担当者やサービス相談窓口までお申し付けください。

1 3. 賠償責任

サービスの提供に伴って、従業者の責務に帰すべき事由により、ご利用様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、ご利用様に対してその損害を賠償します。

1 4. 損害保険への加入

三井住友海上株式会社賠償責任保険に加入しています。契約内容についてはご希望の方に情報を公開します。

1 5. 事故発生時の対応

ご利用様に対しサービス提供により事故が発生した場合（病状急変を含む）、医師に連絡をする等、マニュアルに沿って必要な処置を講ずると同時にご利用様のご家族様又は緊急連絡先へ可能な限り速やかに連絡致します。

16. サービスに関する相談・要望・苦情

サービス相談窓口	窓口責任者 小西 祐貴 (リハビリテーション室 主任) TEL 078(871)9001 ご利用時間 月～金 午前9時～午後17時15分
----------	---

行政機関その他の受付機関として、下記の相談窓口があります。	住所 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 TEL 078(332)5617 FAX 078(332)5650
国民健康保険団体連合会	受付時間 月～金 午前9時～17時15分
市役所介護保険担当課	住所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 TEL 078(322)6228 受付時間 月～金 午前9時～17時00分

17. 衛生管理

事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

18. 秘密保持

サービスを提供する上で知り得た利用者及びご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

19. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、委員会の設置や指針の整備などの虐待防止措置を講じます。

20. 身体拘束の禁止

ご利用者様の拘束は原則として行いません。緊急やむを得ない場合のみ、同意を得て行うこともあります。解除する事を目標に検討・努力致します。

21. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため及び早期の業務再開を図るための計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。

22. 留意事項

- (1) 指定訪問リハビリテーション及び指定予防訪問リハビリテーションは医師の指示に基づき提供します。
- (2) 従業員のサービス提供契約以外の営利行為や宗教勧誘等は禁止とします。

- (3) 重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には、再度重要事項説明書を交付・説明いたします。
- (4) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業所が交付するサービス利用表を提示してください。

2 3. その他運営に関する重要事項

従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備します。

従業員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持します。

従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とします。

サービス提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存します。

この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人愛和会 金沢病院が定めるものとします。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日 時 交付場所：

乙 事業者	<事業者名>	医療法人愛和会 金沢病院	
	<住所>	神戸市灘区神ノ木通4丁目2-15	
	<代表者名>	理事長 金澤 秀次	印
説明者	職名		
	氏名		印

私はサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日 時 交付場所：

甲 ご利用者様	<住所>		
	<氏名>		印

丙 ご家族様 (代理人)	<住所>		
	<氏名>		印

様

医療法人愛和会 金沢病院

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
ご利用契約書

医療法人愛和会 金沢病院（訪問リハビリテーション及び 介護予防訪問リハビリテーション）ご利用契約書

ご利用者 様を甲、医療法人愛和会 金沢病院（事業者）を乙、ご家族様を丙として、当事者間において、乙が甲に対して行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションについて、次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

乙は、甲に対し、介護保険法令の趣旨に従い、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう訪問リハビリテーションを提供し、甲は乙に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約の期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、文書により契約終了の申し出が無い場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画）

乙は、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画」を作成します。乙はこの「訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画」の内容を甲及び丙に説明します。

第4条（訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの内容）

- 1 乙は、第3条に定めた訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画に沿って訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供します。
- 2 乙は、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を派遣し、訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画に沿って訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供します。
- 3 甲が、サービス内容の変更を希望し、乙に申し入れた場合、可能な限りご希望に添うようにします。
- 4 甲が、介護保険申請中でもサービスを利用することができます。ただし、介護度が非該当（自立）若しくは予測よりも低い認定となった場合は、甲に利用料金の全額若しくは一部を実費にてお支払い頂くことがあります。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 乙は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 2 甲は、乙の営業時間内にその事業所にて、甲に関する前項のサービス実施記録を閲覧出来ます。

- 3 甲は、第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。この場合、甲は複写物1枚当たり【重要事項説明書】に定める実費を乙に支払うものとします。

第6条 (料金)

- 1 甲は、【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 乙は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに甲に請求します。
- 3 甲は、当月の料金の合計額を翌月末日までに病院窓口にて支払います。
- 4 乙は、甲から料金の支払いを受けた時は、甲に対し領収書を発行します。

第7条 (サービスの中止・中断)

- 1 甲は乙に対して、サービス利用の中止を申し出ることにより、料金を負担すること無くサービス利用を中止することができます。この場合、サービス利用日の概ね前日までに通知することを、甲の努力義務とします。
- 2 甲がサービス利用中の中断を申し出る場合は、利用時間に関わらず、当該利用日分全額の料金を請求します。
- 3 本事業の地域特性による豪雨・降雪等における基幹道路の通行規制で、移動が困難な場合の取り扱いについては、【重要事項説明書】の定めるとおりとします。

第8条 (料金の変更)

- 1 乙は、甲に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料及びその他のサービス単価の変更を申し入れることができます。
- 2 甲が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、相互に取り交わします。
- 3 甲は、料金の変更を承諾しない場合、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

第9条 (契約の終了)

- 1 甲は乙に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし急な入院等やむを得ない事情がある場合は、1週間以内でも、この契約を解除することができます。
- 2 乙は、やむを得ない事情がある場合、甲に対して、1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、甲は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - 一 乙が正当な理由無くサービスを提供しない場合
 - 二 乙が守秘義務に反した場合
 - 三 乙が甲やその丙に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - 四 乙が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、乙は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- 一 甲のサービス利用料金の支払いが請求した月末までに行われず、料金を支払うよう催告した日より2週間以内に支払われない場合
 - 二 甲が正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または甲の入院もしくは病気等により、1ヶ月以上に渡ってサービスが利用出来ない状態であることが明らかになった場合
 - 三 甲または丙が、乙や他のご利用者様に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- 一 甲が介護保険施設に入所した場合
 - 二 甲が、非該当（自立）と認定された場合
 - 三 甲が死亡した場合

第10条（秘密保持）

- 1 乙及び乙の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た甲及び丙に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 乙は、甲から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲の個人情報を用いません。
- 3 乙は、丙から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、丙の個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

- 1 乙は、サービス提供にともなって、乙の責務に帰すべき事由により、甲の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、甲に対してその損害を賠償します。
- 2 賠償責任の解決に当たっては、乙の契約する損害保険会社、或いは、医師会付託の弁護士等の判断に委ねる場合のあることを、甲には承諾頂きます。

第12条（緊急時の対応）

乙は、現に訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供を行っているときに甲の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、丙または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

	氏名	続柄
緊急連絡先	住所	
	電話番号	
医療機関名	医師名	診療科目
	電話番号	

第13条（連携）

- 1 乙は、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 第9条に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第14条（相談・苦情対応）

乙は、甲からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに関する甲の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、甲及び乙は、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第17条（重要事項に関する説明）

- 1 乙は、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたり、契約書及び重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明します。
- 2 甲は、乙より契約書及び重要事項説明書に基づき、重要な事項の説明を受けたことを確認します。

